

2022年9月16日

〒100-0004
東京都千代田区大手町一丁目1番2号
大手門タワー
西村あさひ法律事務所
FAX: 03-6250-7200
株式会社ナガホリ
代理人弁護士 太田 洋 先生
同 佐々木 秀 先生
同 石崎 泰 哲 先生
同 山本 晃 久 先生
同 瀬川 堅 心 先生

〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所
リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕 典
同 鈴木 多 門
電 話 03-6435-5689
FAX 03-6435-5699



回答書 兼 質問状 兼 要望書 (7)

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、株式会社ナガホリ（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職らより受領した、2022年8月31日付「回答及び質問状（8）」と題する書面（以下、単に「質問状（8）」といいます。）について、必要と認められる範囲で回答するとともに、貴社の各質問状等に係るリリースに対し、引き続き厳重に抗議させていただきます。

また、当社としては、依然として貴社が当社からの2022年8月24日付「回答書 兼 質問状 兼 要望書（6）」（以下「回答書（6）」といいます。）の各質問・要望事項に対し十分なご回答ないしご対応をいただけていないと認識しており、かつ、意図的に回答を避けられている事項が散見されますため、「株主共同の利益」に資するとの観点から、引き続き、各質問・要望事項等についてご回答ないしご対応いただくことを要請いたします。

さらに、回答を拒否されるのであれば拒否されるでも構いませんが、例えば、「(3) 追加質問

事項について」、「(5) その他の質問事項について」などと当社からの複数の質問を一括りにすることで、一括回答の体を装って、質問自体が無かったかのようにはぐらかすことだけはお止めいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

とりわけ、貴社代表取締役社長である長堀圭太氏が代表を務める貴社大株主の長堀クリエイト株式会社における会社法違反（決算公告等の義務違反）の疑義に関する質問事項（未回答事項1①及び未回答事項1②）について、貴社は完全に無視されておられますが、上場会社のトップである貴社代表取締役としての資質が問われる重要な事項であり、質問状（7）における「当初からの経緯と問題の所在を曖昧にする」ため回答不要であるとの貴社のご説明は、当該指摘に対する理由には全くなっておりません。繰り返しになりますが、恰も質問自体が無かったかのように完全に無視することで、当社からの質問に対し回答を拒否すらしていないよう取り繕って誤魔化すことだけはお止めいただき、当該質問事項を含め「真摯かつ誠実」にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。当社から言わせてもらえば、貴社ないし貴社現経営陣にとって不都合と思われる質問を当社が行った途端、貴社が網羅的な対応を控えるようになったと認識しており、「論点をずらして回答を拒絶ないし遅延」しているのは専ら貴社の側であると考えます。

なお、念のための確認となりますが、質問状（8）の2枚目から3枚目にかけて、「(3) 追加質問事項について」のすぐ後には、「(5) その他の事項について」が並んでおり、(4)の項目自体が見当たりませんが、これは誤記でしょうか。当社からの質問数に対する回答数があまりに少ないため、貴職らの編集の過程で存在していたはずの項目全体が脱落してしまっている可能性もあるのではと懸念しております。その点、念のためご確認いただけますと幸いです。

以下、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にて使用した略語を本書面においてもそのまま使用させていただきます。

第1 質問状（8）の1について（当社からの質問・要望事項について）

1 同（1）について（法令遵守状況及び重要提案行為について）

貴社は、当社が提出した大量保有報告書における保有目的欄に「重要提案行為等を行うこと」と記載していたことの一事に固執し、その重要提案行為等の内容を明らかにせよ、と執拗に要請されております。その点、当社として、現状に甘んじ続けてきた貴社現経営陣の経営の在り方に疑問を持ち、貴社の抜本的な経営改善及び真の株式価値の向上のためには、新たな取締役や重要な使用人候補者の推薦などの重要提案行為等を通じた働きかけを行う必要がある、との認識を有していたことは事実であり、現在においてもその認識に変わりはありません。

しかしながら、だからといって、初めから具体的な重要提案行為等の内容を持ち合わせていなければならないといったルールはありません。その点、当社としては、貴社現経営陣のこれまでの経営の在り方及び今後の方針について、直接、詳しいお話を伺った上で、最終的な重要提案行為等の具体的内容を確定させるつもりでございましたが、大変残念なことに、そのための面談を貴社が頑なにお断りされていることから、それが叶わない状況となっておりますことをご理解ください。また、面談に代わる当社からの質問・要望事項に対しても、貴社は「真摯かつ誠実」に対応されているとは言い難く、その点も至極残念に思っております。

一方で、前述したとおり、貴社代表取締役社長である長堀圭太氏が代表を務める貴社大株

主の長堀クリエイト株式会社における会社法違反の疑義に関する質問事項（未回答事項1①及び未回答事項1②）について、貴社は、質問状（8）でも、完全に無視されておりますが、本件は、上場会社のトップである貴社代表取締役としての資質が問われる重要な問題であり、質問状（7）における「当初からの経緯と問題の所在を曖昧にする」ため回答不要であるとの貴社のご説明は、当該指摘に対する理由には全くなっておりません。

そのため、「株主共同の利益」の観点から、改めてこの点に関する開示・ご説明を貴社及び貴社代表者である長堀圭太氏に対し求めます。

2 同（2）について（Access Journalの信用性及びその他の報道について）

先ず、各報道の時期の点についてですが、改めて質問状（7）を確認いたしました。時期が記されているのは週刊新潮（2022年6月15日付）のみであり、それ以外の報道に関しては具体的な時期が記されておられません。

それはさて置き、当社がこの件に関し、ずっと問題視していたのは、貴社が、報道事実の確認もその「情報源」の調査も行わないまま、当社への質問の体を装って、これを公に開示することで、当社が過去に逮捕歴がある者と関係があるとの疑念を一般株主に抱かせたことなのですから、当該質問を含む書面を貴社が初めて開示するに至った同年4月21日当時（※改めて確認したところ、貴社がこの点につき初めて質問されたのは同年4月21日付「再質問状」でしたので、同日に修正いたします。）の事情を問題としていることは論ずるまでもありません。それにもかかわらず、貴社が、恰もAccess Journal以外の複数の報道を「情報源」として、上記開示に及んだかのように読み手を誤導させる回答を行い、さらにその開示を行ったことは誠に遺憾であり、むしろ、貴社ないし貴職らがそれを企図してそのような回答を行っていると思われるを得ず、今回の貴社のご回答には大変驚愕し困惑しているところです。

念のため付言しますと、当社において、貴社がAccess Journalを「唯一の情報源」としている旨を初めて指摘したのは、2022年7月28日付「回答書（5）」の時点ではなく、同年5月27日付「回答書（3）」の時点のことです。その点も改めてご確認並びにご認識いただきますようお願い申し上げます。

以上の貴社の対応並びに今回の貴社の回答の内容を踏まえ、要するに、貴社は、①Access Journalを「唯一の情報源」としつつ、②当該「唯一の情報源」であるAccess Journal及びその編集長である山岡俊介氏についての実態及び素性も一切調査・確認しないまま、③当該「唯一の情報源」であるAccess Journalの報道に依拠して、過去に逮捕歴がある者との関係性を当社に質問するだけでなく、当該質問事項を記載した書面（2022年4月21日付け「再質問状」）を公に開示するとの判断に至り踏み切った、ということで理解いたしました。

3 同（3）について（追加質問事項について）

繰り返しになりますが、回答を拒否されるのであれば拒否されるでも構いませんので、「追加質問事項について」などと当社からの複数の質問を一括りにすることで、一括回答の体を装って、質問自体が無かったかのようにほぐらかすことだけはお止めいただき、「真摯かつ誠実」にご対応いただくよう重ねてお願い申し上げます。

(1) 同第1段落及び第2段落について（仲庭時計店について）

貴社は、当社からの仲庭時計店に関する質問事項に対する回答拒否の理由として、独立監査人の監査も受けた上で法令に従って有価証券報告書で開示している旨、そして、仲庭時計店の「業績が低下」した要因は「大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因」に伴うものである旨説明されておられますが、このご回答は全く理由の説明になっておりません。

ここで問題としているのは、単なる損益計算書上の無機質な損失額の妥当性の話ではなく、貴社100%子会社である仲庭時計店における不可解な巨額損失、引いては、ここ最近の貴社連結グループにおける業績悪化の際たる原因である巨額損失の原因が一体何なのかということをお問うているのであり、この点が当社のみならず一般株主における最大の関心事であることは火を見るよりも明らかです。もはやこの件に対する貴社の態度は「粉飾しているわけじゃないのだから、何が悪いのだ。」と開き直っているというほかありません。これまで貴社が自負されてきた「投資家の投資判断に重要と思われる事項については積極的に開示して」いるとの説明は、「ただし、当社の現経営陣にとって不利な事実を除く。」という条件付きのものであったということでしょうか。

そもそも、貴社が主たる要因とされている「大口取引先の営業方針の大幅な転換」とはどのような内容の事象で、具体的に営業損益が幾ら悪化したのでしょうか。また、「複数の突発的な要因」につきましても、それがどのような内容の事象でその影響で具体的に営業損益が幾ら悪化したのでしょうか。貴社が「業績が低下した」とご説明されている以上、仲庭時計店の損益計算書上、営業外損失もしくは特別損失等の計上によるものではなく、営業損益段階の悪化によるものと理解はしましたが（仮にそうでないとすれば、重大な虚偽説明に値します。）、いずれにしても、「複数の突発的な要因」というのは、決して穏やかでない表現であり、到底看過することはできませんので、貴社株主の立場として、その詳細について当然に知る権利があります。

さらに、貴社は、（当社の指摘を受ける前から既に策定していたと強弁され続けている）中期経営計画については、当初難色を示しつつも最終的にはその詳細を開示すると回答されている一方で、本件については頑なに情報開示及び回答を拒否されております。かように一見して矛盾する貴社の不自然・不合理な態度からすれば、現状、単なる「業績が低下した」という話ではなく、仲庭時計店において何らかの良からぬ事象が発生していること、若しくは、貴社グループにおいて内部統制に欠陥があり、それが現経営陣によって隠蔽されてしまっているのではないかと一般株主に勘繰られても致し方ない状況にあると言えます。

以上のことから、当社は貴社に対し、「株主共同の利益」の観点から、引き続き仲庭時計店の財務諸表の開示並びに各質問事項（追加要望事項1③及び追加質問事項1①・②）への回答を求め続けます。

加えて、これ以上、貴社（現経営陣）が本件に関する情報開示等を拒否され続けるということであれば、貴社の筆頭株主として、第三者委員会の設置要求ないし検査役の選任請求（会社法358条）等の手段を講ずることも検討せざるを得ないことを申し添えます。

【再掲－仲庭時計店の貴社連結業績に与える影響度】

(2018年3月期)

貴社の関係会社支援損	:	171,884 千円
うち仲庭時計店に対するもの	:	131,000 千円
仲庭時計店の当期純損益	:	154 千円 (0.27%)
貴社連結純損益	:	57,046 千円

(2019年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	:	157,000 千円
うち仲庭時計店に対するもの	:	157,000 千円
仲庭時計店の当期純損益	:	▲ 81,906 千円 (▲61.31%)
貴社連結純損益	:	▲133,590 千円

(2020年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	:	36,020 千円
うち仲庭時計店に対するもの	:	36,020 千円
仲庭時計店の当期純損益	:	▲119,754 千円 (▲114.56%)
貴社連結純損益	:	▲104,530 千円

(2021年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	:	222,880 千円
うち仲庭時計店に対するもの	:	123,280 千円
仲庭時計店の当期純損益	:	▲123,211 千円 (▲37.16%)
貴社連結純損益	:	▲331,577 千円

(2022年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	:	26,300 千円
うち仲庭時計店に対するもの	:	26,300 千円
仲庭時計店の当期純損益	:	▲ 25,637 千円 (▲15.64%)
貴社連結純損益	:	163,921 千円

(2) 同第3段落について(「招集ご通知 補足資料」について)

貴社は、補足資料中に記載した「32.14%」の内訳の開示を拒否した点につき、「現時点においては『本件連動取得者』及び『布山氏関係者』が、本対応方針上の『特定株主グループ』と構成すると当社として判断したわけではないこと」を理由として述べられていますが、これは詭弁であるというほかありません。

補足資料では、敢えて赤で塗りつぶすことで他の株主と区別して当該「32.14%」の数値を強調し、さらに、当該数値を記載したグラフの右欄の説明文における「実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性」の部分、赤字かつ下線を引いて強調していることからすれば、貴社が当社及び布山氏らを一緒くたにして、「特定株主グループ」であると仕

立て上げようとしていること、そして、これを目にする一般株主にそのような印象を強く与える効果を狙って記載していることは明らかです。

繰り返しになりますが、一方的に数値を示されただけでは、当社は上記数値の検証作業の機会すら与えられず、事実上、反論の機会を奪われているに等しいものです。そのような内訳も何らの根拠も示さないまま、一方的かつ断定的な形で数値を公表し、他の一般株主の不安を煽るといのは非紳士的な行為であり、また、不正確な憶測情報に基づいて一般株主の誤導を招く危険性を孕んだ行為でもあり、上場会社の開示として不適切であるというほかありません。もはや、貴社自ら、「適当な数値を記載しても、断定しさえしなければ、開示を拒む理由にできるのだから、事実上、好き放題、勝手し放題だ。」と雄弁に語っているに等しいと考えます。

したがって、当社は、補足資料中に記載した「32.14%」の内訳及び貴社株主に関する個人情報への漏洩の可能性に関する質問を含む各事項（追加質問事項1③ないし⑦）への回答を引き続き貴社に求めるとともに、今もなお貴社HPにて開示され続けている一般株主を誤導させる上記「リ・ジェネレーション及び布山氏らの関係性」と題する関係図の削除ないし訂正を直ちに行うこと（追加要望事項1④）、そして、一般株主の誤解を解くべく、削除ないし訂正を行った旨の開示（追加要望事項1⑤）を行うことを求めます。

また、貴社が当社の求めにこれ以上応じないようであれば、そのような悪質な目的から不適切開示を行ったこと、そして、当該不適切開示の削除要求に対し、貴社が開き直って一向に応じないことにつき、貴社を所管する東京証券取引所に対して、問題提起させていただくとともに、適切にご指導いただくよう上申させていただきます。

4 同（5）について（その他の事項について）

繰り返しになりますが、回答を拒否されるのであれば拒否されるでも構いませんので、「その他の事項について」などと当社からの複数の質問を一括りにすることで、一括回答の体を装って、質問自体が無かったかのようにはぐらかすことだけはお止めいただき、「真摯かつ誠実」にご対応いただくよう重ねてお願い申し上げます。

(1) 同第1段落1行目から3行目途中まで（外部専門家報酬—令和5年3月期第1四半期計上額92百万円—について）

貴社による質問状（8）における「法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、外部専門家への依頼の費用負担も含め適示・適切に開示を行って参る所存」であるとのご回答は、ただ単に、上場会社として遵守すべき当たり前のことを改めて述べているに過ぎず、当社からの質問事項に対する回答の体をなしておりません（むしろ、これまでは遵守されていなかったの、今後は気を付けたいという趣旨のご回答でしょうか）。このように、当社からの質問・要望事項に対し正面から向き合うことなく、はぐらかすことだけはお止めいただきたいと存じます。そして、改めて、外部専門家報酬に関する要望事項（要望事項1①・②、追加要望事項2①）について「真摯かつ誠実な」対応を求めます。

とりわけ、第1四半期の時点で、アドバイザー費用（特別損失）92百万円も計上されるというのは、異常に高額であり、現経営陣の保身のための費用が含まれてしまっているのではないかと危惧されるところです。

中でも当社が一番懸念しておりますのは、後述する（貴社が当社の指摘を受ける前から既に策定していたと強弁される一方、2022年7月14日付「質問状（6）」において「詳細の開示を行うことを決定」していると説明したにも関わらず、2か月ほど経過した本日に至っても未だ開示されていない）中期経営計画について、実は「中期経営計画」と呼べるような資料など当初から策定されていなかったにも関わらず、それを糊塗するために、新たに多額の費用をかけて外部の専門家に依頼して、後付けでその根拠や裏付けとなる数値の積み上げ作業が行われることとあります。これは、全くの無駄な行為ですから絶対にお止め下さい。そして、それすら有耶無耶にするために、当該専門家への費用を「アドバイザー費用」（特別損失）の科目に押し込み計上することも絶対にお止めください。仮に、嘘の上塗りのためだけに無駄な費用をかけて（既に存在しているはずの）中期経営計画の策定が、まさに今の時点で行われているのだとすれば、それは、現経営陣の怠慢が招いた損失ないし現経営陣の保身のために支出された費用にほかならず、貴社及び株主に対する背信的行為と言っても過言ではありません。その場合、専門家への依頼の意思決定に関与した貴社役員ら全員に対し、その費用相当額についての貴社への返還ないし賠償を求めます。

いずれにしても、当社がその開示を求めているのは、既に策定済み（であると貴社が強弁され続けている）中期経営計画でありますので、存在するものを開示するだけなのに、どうしてこれほどまでの時間がかかっているのか、また、今後開示された暁には、それが真実、当社が指摘する以前から存在していたものであるのか、万が一、そうでないとすれば、それがいつどのようなプロセスを経て策定されたものであるのか、徹底的に調査させていただく所存でありますので、ご承知おきください。

（2）同第1段落目3行目途中以降（中期経営計画について）

上記（1）でも述べましたとおり、貴社は（当社からの再三の指摘・要望に応じてのことではありますが）2022年7月14日に、（既に策定済みの）中期経営計画の開示を決定した旨ご説明されており、そこから早や2か月も時間が経過しておりますので、いい加減、同計画を早急に開示してください。

その上で、貴社は、当社からの質問に対し、「これまでの中期経営計画の概要については、同年6月14日付け『第61期定時株主総会招集ご通知』6頁の『対処すべき課題』の2段落目以降が該当」する旨述べられております。

そこで、改めて当該箇所を確認したところ、「中期経営計画」の言葉はおろか、「計画」の言葉も見当たらず、その見出しのとおり、単に貴社の対処すべき課題が淡々と記載されているだけでした。しかも、第60期以前の複数の招集通知についても確認しましたが、いずれも「計画」の言葉が一切見当たらないだけでなく、極めて抽象的な内容に終始しており、中期経営計画どころか、当該事業年度の経営方針すら十分に検討されていないのではないかと疑われる内容のものでした。

誤解を恐れずに申し上げますと、これまでの中期経営計画の開示に対する貴社の極めて消極的かつ不自然な態度に鑑みますと、当社が、貴社において中期経営計画が策定・公表されていないことを初めて指摘した2022年5月27日付「回答書（3）」の時点において、真実、貴社では中期経営計画の策定が行われていなかったと考えざるを得ません。

いずれにしても、中期経営計画の点に関する貴社のご説明は、当社からの質問事項に対す

る回答の体をなしておりません。このように、当社からの質問・要望事項に対し正面から向き合うことなく、はぐらかすことだけはお止めいただきたいと存じます。

そして、改めて、中期経営計画に關数する質問事項（未回答事項1⑦ないし⑱、追加質問事項2②）について、「真摯かつ誠実な」対応を求めます。

5 その他貴社が無視されている要望事項

上記のほか、当社は、定時株主総会に出席することが出来なかった大多数の株主の参考に資するため、定時株主総会における質疑応答の内容について、貴社HPにて開示すること（追加要望事項1②）を要請しておりますが、この点についても貴社は無視されております。

貴社は、質問状（6）において、先の定時株主総会における質疑応答の中で当社からの質問事項に回答済みであり、株主の皆様にご理解いただけているのでこれ以上の回答は不要であるといった趣旨のご説明をされておりますが、これでは、定時株主総会に出席することが叶わなかった大多数の株主に対し、何の説明も行っていないに等しいといえます。貴社はこれまで、再三再四、「株主共同の利益」のために、当社とのやり取りについて継続的に開示している旨述べられているにもかかわらず、このような矛盾した態度に終始されるのは、貴社現経営陣にとって、定時株主総会における不都合なやり取りが詳らかにされることを恐れているからだと思われるかと疑われてもやむを得ないと考えます。貴社の態度は、結果として、一般株主の不安を助長するだけでむしろ逆効果でありますので、どうかその点をご認識いただいた上で、「株主共同の利益」のため、当社ないし一般株主の要望に応じていただくよう重ねてお願い申し上げます。

第2 質問状（8）の2について（貴社からの追加質問事項について）

1 同（1）について（戸田弁護士と大下弁護士との関係について）

既に回答書（6）にて回答済みであり、「貴社及び当社の件」以外のことに関しては、回答の必要性は皆無と考えます。

また、釈迦に説法で恐縮ですが、弁護士には職業的専門家としての守秘義務がございますので、そもそも他社の案件についてこの場で説明することなどおおよそ出来かねますことをご承知おきください。

2 同（2）について（当社及び戸田弁護士と江川源氏との関係について）

回答書（6）にて回答したとおり、当社及び戸田弁護士共に、江川源氏と交流及び面識はありません（回答に変更はありません）。

3 同（3）について（当社代表者による他の法人を通じた活動について）

貴社が何の前置きもなく、不自然かつ唐突に複数の法人と当社代表尾端との関係性についてのご質問をなされた趣旨が、当社代表尾端が他者の法令違反に關与していることを期待されてのものであることがよく理解できました。

初めに断っておきますが、当然ながら、貴社が懸念されている ARK 及びその代表の葉室氏における特定商取引法違反の行為に、当社代表尾端が關与しているなどといった事実はあ

りません。

さらに、①Sanctuary、②ARK及び③e-World Capital Partners Japanについて、尾端がその株式を保有している事実もありません。また、過去に尾端が①Sanctuaryの監査役及び代表清算人を、③e-World Capital Partners Japanにおいて取締役を務めていたことは事実ですが、それ以外で尾端が役員に就任している事実はありません。なお、①Sanctuaryの監査役については、設立時に知人に依頼されて一時的に監査役に就任したものの、その後間もなくして、後任者が見つかったため、すぐに辞任しております。また、同社の代表清算人についても、過去に会社清算の経験があったことを買われて、同社の役員らの依頼を受けて、就任したものです。

また、④葉室氏と尾端の関係について、同氏がe-World Capital Partners Japanの執行役員であった関係上、尾端において面識があり、その後に葉室氏が独立する形で①Sanctuary及び②ARKを設立した後、同人の依頼を受けて、同社のコールセンターとして当社事務所を一部間貸しさせていたことはありますが、当社及び尾端がARKの事業に関与していた事実はありません。

なお、本事項に関する回答は以上となりますが、貴社代表者長堀圭太氏が代表を務める長堀クリエイト株式会社における会社法違反の疑義の点に関する質問事項につきましても、まさしく、ご本人が深く関与されている事象かつ現時点においても違反の疑いのある事象となりますので、「論点をずらして回答を拒絶ないし遅延」することなく、「真摯かつ誠実」にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

4 同(4)について(当社とNDCの関係について)

現代表の尾端が当社の代表取締役に就任する以前に関する事情については分かり兼ねますが、現時点において、当社とNDCとの間に人的関係はなく、また、その他の関係についても、当社で把握している事実はありません。

第3 当社からの回答書の開示時期について

これまで貴社は、当社から送付された質問状ないし回答書を記載した各書面について、これを受領後、速やかに適時開示及び貴社HPに公開せず、敢えて、当社書面に対する反論並びに追加質問等を記載した書面及び当社を非難する内容の適時開示書面をリリースするタイミングに合わせて一緒に公開されております。つまり、貴社は、当社から受領した書面を敢えて遅らせて公表されているわけですが、これはどのような意図でそうされているのでしょうか。

当社から貴社へ送付した質問状の受領のみを適時開示し、当該書面のみを単独で公開した場合と貴社の弁解及び当社を非難する内容の書面を添えて同時に公開した場合とを比較して、後者より前者の方が、圧倒的に当社の質問状に対する注目度が高くなるといえます。

思うに、当社からの質問状には、客観的にみても貴社(現経営陣)にとって不都合な内容が多分に含まれていることから、その注目度を下げるために敢えてそのような取り扱いをされているのではないのでしょうか。仮にそうでないとするれば、どのような理由から当社書面の開示を敢えて遅らせているのかご教示ください。

また、いずれにしましても、公平を期すとの観点から、当社から送付された書面について

は貴社の回答を待つことなく、個別かつ可及的速やかに開示されるよう要請いたします。

草々